

エコマーク商品類型 No.156「便器などの衛生器具 Version1.1」の
部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

今般、JIS A5207「衛生器具－便器・洗面器類」が改正され、トイレ（小便器）の洗浄水量を測定する方法が標準化されたことを受け、同 JIS との整合を図るべく、測定方法の参照先を追記するものである。

2. 改定箇所（追加：下線部、削除：見え消し）

JIS で新たに規定された小便器の洗浄水量測定試験を参照するように、備考欄に追記する（基準内容に変更はない）。

4. 認定の基準と証明方法

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-1.省資源と資源循環

(1) 便器の節水性能は、表 2 に示す製品の種類毎の基準に適合していること。

表 2 節水性能の基準

A:大便器	<p>次の要件 a)～c)をすべて満たすこと。ただし、給水方式が洗浄弁式の大便器は、a)～c)に加えて d)～g)もすべて満たすこと。</p> <p>a) 洗浄水量は 5L/回以下であること。</p> <p>b) JIS A 5207:2014 に示される洗浄性能、排出性能を満たすこと。</p> <p>c) BLT WC-11:2013 に示される便器の搬送性能を満たすこと。また、配管詰まりなどのトラブルを避けるために、排水管径・管長・勾配などに関する設置時の注意事項を施工業者向け説明書などに記載していること。</p> <p>d) フラッシュバルブが流動時の給水圧力 0.2MPa での設定吐水量に対して 1 回の洗浄動作(ハンドルを押し続けた状態)で±15%以内の吐水量であること。</p> <p>e) 設定吐水量の調整が容易にできる構造であること。</p> <p>f) フラッシュバルブは、押し続けた場合も a)の要件を満たすバルブであること。</p> <p>g) JIS B 2061:2013 に示される洗浄弁の吐水性能に適合していること。</p>
-------	--

B:小便器	<p>次の要件 a)～c)をすべて満たすこと。</p> <p>a) 使用状況に応じて、洗浄水量が 2L/回以下に自動調節されるモードを有していること。</p> <p>b) JIS A 5207:2014に示される洗浄性能、排出性能を満たすこと。</p> <p>c) 小便器利用の無い状態が続いた場合、小便器トラップの封水保護を目的として、自動洗浄を行う構造であること。</p>
C:小便器用流量制御付自動洗浄装置	<p>次の要件 a)～c)をすべて満たすこと。</p> <p>a) 使用状況に応じて、洗浄水量が 2L/回以下に自動調節されるモードを有していること。ただし、手動式フラッシュバルブへの後付けタイプもしくは交換タイプは、使用状況に応じて、洗浄水量が 4L/回以下に自動調節されるモードを有していることでもよい。</p> <p>b) 当該装置を小便器にセットしたとき、JIS A 5207:2014に示される洗浄性能、排出性能を満たすこと。</p> <p>c) 小便器利用の無い状態が続いた場合、小便器トラップの封水保護を目的として、自動洗浄を行う構造であること。</p>

- 備考)
- 1 大便器の洗浄水量の測定方法は、JIS A 5207:~~2014~~に示される 8.2.1.7 項「洗浄水量測定試験方法」に従う。基準への適合は、JIS A 5207:~~2011~~解説の考え方に従い、陶器・給水部品のばらつきによる水量の変動を勘案した値で判定する。具体的には基準値 5L/回以下（製造業者 カタログ表示公称水量）に対する許容差を+0.5L 以下として実測値を判定する。
 - 2 大便器の搬送性能の試験方法は、一般財団法人ベターリビング「優良住宅部品性能試験方法書(便器)」に示される便器の搬送性能試験 (BLT WC-11:~~2013~~)に従う。
 - 3 小便器の洗浄水量の測定方法は、JIS A 5207 に示される 8.2.2.5 項「専用洗浄弁式の洗浄水量測定試験」に従う。

3. 改定日： 2022 年 12 月 15 日

以上